

令和4年11月15日

一般社団法人 埼玉県トラック協会  
会長 瀬山 豪 様

埼玉県警察本部交通部  
交通総務課長  
(公印省略)

新たな「自転車安全利用五則」の活用について（依頼）

平素から、交通安全活動を始めた警察活動に対しまして、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年4月27日、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする改正道路交通法が公布されたことを機に、同改正に対応した「自転車安全利用五則」（別添）が令和4年11月1日付けで活用されることとなりました（中央交通安全対策会議交通対策本部決定）。

つきましては、自転車の交通ルールの広報啓発に当たっては、新たな「自転車安全利用五則」（別添）を御活用いただきたく、御協力の程、宜しくお願い申し上げます。

**【担当者】**

埼玉県警察本部交通部交通総務課  
自転車対策係 佐々木  
電話：048(832)0110（内線5056）